水再生センター化学物質管理マニュアル

1 化学物質管理の方針

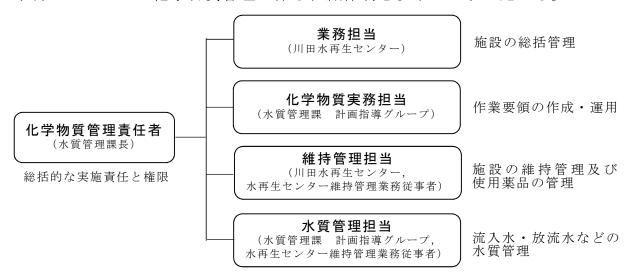
- ・化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令を遵守する。
- ・化学物質管理計画を円滑に進めるための組織体制を整備する。
- ・下水道施設における化学物質管理の段階的改善を図る。

2 管理の目標

- ・毎月実施している水再生センター維持管理会議で、化学物質管理に関する取り組 みを行う。
- ・水再生センター放流水の水質測定結果をホームページで公表する。

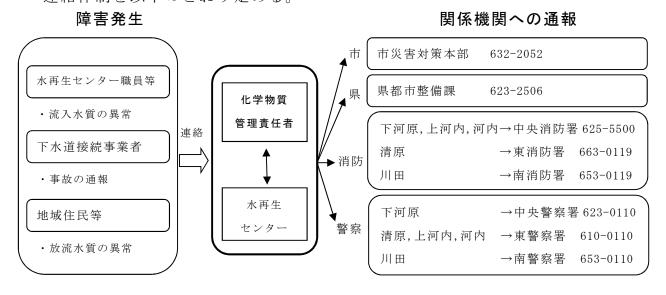
3 組織体制の整備

水再生センターの化学物質管理に係る組織体制を以下のように定める。



4 緊急時の連絡体制の整備

連絡体制を以下のとおり定める。



5 作業要領

(1) モニタリング

- ・放流水について、法令に基づき規制対象物質を2回/年以上行う。
- ・流入水については,処理機能確認のため行う。
- ・モニタリングの実施に当たり、化学物質管理責任者及び化学物質実施担当者が 検査頻度を定めるとともに、「下水の水質の検定方法等に関する省令」に基づ き、試料の採取方法、検査方法及び定量下限値を確認する。

(2) 使用薬品の取扱

- ・水再生センターにおける仕様薬品については、納入時に安全データシート(SDS)を確認し、指定化学物質等の含有量、化学物質の性質、取扱い及び保管上の注意、環境影響情報、廃棄上の注意を確認する。
- ・使用薬品の管理は維持管理担当者が行い、その確認は化学物質実務担当者が行う。

(3) 事故時の対応

・異常流入及び薬品漏洩時は、水再生センター維持管理マニュアルに基づき、状況を把握するとともに関係機関へ通報し、被害拡大を最小限に抑えるよう応急対策をとる。

6 教育・訓練の実施

教育・訓練は組織体制に係るすべての職員及び水再生センター維持管理業務従事者を対象とし、毎年1回以上実施する。内容は以下のとおりとする。

- PRTRの概要
- ・化学物質のモニタリング状況及びその結果
- ・安全データシート(SDS)の利用方法
- ・ 事故等への対応

7 他事業者との連携

- ・他の事業者等から指定化学物質等に関する情報提供等の要請があった場合は,適 切な情報提供を行うよう努める。
- ・必要に応じて,他の指定化学物質等取扱事業者に対して,情報提供等を要請する。

付記

平成24年4月1日作成 平成31年4月1日改訂 令和 4年4月1日改訂

附則

本マニュアルは,下河原水再生センター,川田水再生センター,清原水再生センター,上河内水再生センター,河内水再生センターに適用する。